

標茶町防災対策の推進に資する建築分野等での協力体制に関する協定

標茶町(以下「甲」という。)と標茶町災害対策建築協議会(以下「乙」という。)とは、「安心安全なまちしべちゃ」の実現を目指し、町防災対策の推進において相互に連携し、協力体制を確立することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における住民生活の安定を図るための業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の範囲)

第2条 乙は、次の各号について、できる限り甲に協力するものとする。

- (1) 標茶町内の緊急災害時の円滑な対応。
- (2) 町防災関連行事及び地域防災住民活動の促進。
- (3) その他、町防災対策に必要な取組への対応。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示をしない限り、翌年3月31日まで延長するものとし、以降についても同様とする。

(改正、疑義等の解決)

第4条 本協定の改正等が必要な場合又は、本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合は、甲乙において協議し決定するものとする。

(附則)

この協定は、平成21年7月1日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 21年7月1日

甲 標茶町長

池田裕二

乙 標茶町災害対策建築協議会  
代表幹事

赤坂亮哉

